（道路法施行令の一部改正）

第三条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「市町村道」の下に「（第三十四条の二の三において「道道等」という。）」を加える。

第三十四条の二の三の見出しを「（道道等の改築に関する費用の補助）」に改め、同条第一項中「平成二十一年度以降九箇年間」を「平成三十年度以降十箇年間」に、「道道又は道の区域内の市町村道の」を「道道等の」に、「に掲げる基準のいずれにも適合する」を「のいずれかに該当する」に改め、同項各号を次のように改める。

一　中心都市等連絡道路（地域社会の中心となる都市（以下この号において「中心都市」という。）と、その周辺の地域の市町村（以下この号において「周辺市町村」という。）又は当該中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路をいう。）、中心都市等循環道路（中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路をいう。）その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定する道道等の改築で、次に掲げるもの以外のもの

イ　当該改築に係る道道等に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

ロ　道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置

ハ　当該改築に係る道道等に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装

ニ　交通安全施設等整備事業として行われるもの

二　前号に規定する道道等以外の道道等の改築で次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合するもの

イ　当該改築に係る道道等が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。

(1)　法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた道道又は道の区域内の市道

(2)　(1)に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる道道等

ロ　地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

ハ　公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

ニ　その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

三　第一号に規定する道道等以外の道道等を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該道道等の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの改築（前号に該当するものを除く。）

第三十四条の二の三第二項を次のように改める。

2　平成三十年度以降十箇年間における道道等の改築で、前項各号に掲げるもの及び同項第一号イからニまでに掲げるもの以外のものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五以内とする。

第三十四条の二の三第三項中「道道又は道の区域内の市町村道」を「道道等」に改める。

第三十九条第二項第十二号中「第三十四条の二の三第二項」を「第三十四条の二の三第一項第一号」に、「同項第一号」を「同号イ」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の表平成三十年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成四十年三月三十一日	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第一項第一号の規定による道路の指定に関すること。
	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項及び第三項第二号並びに第二条第二項第一号の規定による道路の指定に関すること。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条から第三条までの規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成三十年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成二十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二十九年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で平成三十年度以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

一　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項及び第五項並びに第二条第二項

二　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第一条第一項

三　道路法施行令第三十四条の二の三第一項及び第二項

（奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正）

3　奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路の項中「第三条第一項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たす」を「第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合する」に、「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第一条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たす」を「同項各号に掲げる基準のいずれにも適合する」に、「財政特別措置法施行令第一条第一項第一号」を「同条第一項第一号」に、「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第一条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たす」を「同条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合する」に改め、「同令」を削り、「第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たす」を「第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合する」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

4　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項中「で同令第二条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たす」を「で同条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合する」に、「第二条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同項の国土交通省令で定める要件を満たすものを除き、同号」を「第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものを除き、同条第一項第五号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通大臣　石井　啓一